

保護者の皆様へお願い

緊急事態宣言に伴う対応について

保護者の皆様におかれましては、日頃より久留米市の保育行政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策として、5月12日（水曜日）より福岡県においても国の「緊急事態宣言」が発令されます。

その中で、保育所等については、感染防止策を徹底したうえで、原則開所としております。引き続き安定した保育を提供していくためにも、以下について保護者の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

【感染拡大防止への取組】

- ① 保育所等への登園前には、お子さんの体温を測定し発熱や呼吸器症状が認められた場合には、お休みしてください。
- ② こまめな手洗いやうがい等による感染防止策を徹底し、お子様の健康管理に心がけてください。
- ③ 保護者の皆様におかれましても 3 密(密閉・密集・密接)を避ける、不要不急の外出を控えるなどの感染防止策の徹底にご協力ください。
- ④ 送迎の際など保育施設に入る時は、必ずマスクを着用してください。
- ⑤ 保育行事などの実施方法の変更や延期などの見直しに際しましては、各保育施設の円滑な運営にご協力をお願いします。
- ⑥ お子さまや同居の家族が PCR 検査や抗原検査などを受けることになった時は、必ず園にご連絡ください。
- ⑦ その他、感染の予防にあたり各保育施設から指示があった場合は、ご協力ください。

令和3年5月11日

久留米市長 大久保 勉